

香川県報



第 53 号

平成 15 年

7 月 8 日（火曜日）

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示	香川県統計調査条例の規定による県政世論調査の実施 道路の区域変更及び供用開始	（広聴広報課） （道路保全課）	一
----	---	--------------------	---

公告	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 公安委員会規則	（県民参画課） （ ） （ ）	二
----	--	-----------------------	---

告示	香川県公安委員会運営規則の一部を改正する規則 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則		三
----	---	--	---

選挙管理委員会告示	平成十五年香川県選挙管理委員会告示第三十三号（政治資金規正法の規定による政治団体の届出）の一部訂正		
-----------	---	--	--

告示

香川県告示第三百九十四号

香川県統計調査条例（昭和二十四年香川県条例第四十五号）の規定に基づき、県政世論調査を次のとおり実施する。

平成十五年七月八日

一 調査の目的

香川県知事 真 鍋 武 紀

県政施策に対する県民の意見、要望等を把握し、今後の施策立案の参考資料を得ることを目的とする。

二 調査事項

- 1 「食」の安全・安心について
- 2 少子化対策について
- 3 地域コミュニティについて
- 4 臓器移植について
- 5 県政の重要度・満足度について

三 調査の範囲

県内に住所を有する満二十歳以上の者の中から層化二段無作為抽出法で抽出した二、〇〇〇人

四 調査の実施期日

平成十五年七月九日から同年八月八日まで

五 調査方法

郵送法

香川県告示第三百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年七月八日から同年七月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年七月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 府中琴南線（十七号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考

綾歌郡綾上町山田下字池田三七三 五番一地先から		前	一五・〇 四五・〇	一七一	平成十三年 香川県告示 第七百六十 二号で変更 した区域の 一部減少
綾歌郡綾上町西分字正五郎一八九 番四地先まで		後	一五・〇 三七・〇	一七一	

四 供用開始の期日 平成十五年七月八日

公 告

香川県公告第四百五十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十五年八月二十七日まで縦覧に供する。

平成十五年七月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十五年六月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人 日本エコシステム協会

中原 勲

高松市上福岡町一二九二番地一

三 定款に記載された目的

この法人は地球環境保全に対し、資源リサイクルに関する事業を行い、より高度な節資源を提唱することに寄与することを目的とする。

香川県公告第四百五十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法

第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十五年八月二十七日まで縦覧に供する。

平成十五年七月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十五年六月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人 本島町笠島まち並保存協力会

大倉 國男

丸亀市本島町泊五〇六番地一

三 定款に記載された目的

本会は、笠島地区固有の歴史的な伝統美観を保存し清潔な住環境を後世に継承するとともに、福祉の増進・社会教育の推進・文化の向上などを図り、合わせて広く観光に寄与することを目的とする。

公安委員会規則

香川県公安委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年七月八日

香川県公安委員会委員長 伊 東 弘 敦

香川県公安委員会規則第十五号

香川県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会運営規則(平成十二年香川県公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「含む」の下に「。第三項及び第十条において同じ」を加え、同条第三項中「(委員長を含む)」を削る。

第九条の次に次の一条を加える。

(公安委員会の権限行使の特例)

第十条 緊急を要する場合において、会議を招集することができないとき、又は会議を招集してもこれを開くことができないときは、委員は、第二条第一項の規定にかかわらず、公安委員会の権限を行うことができる。この場合において、当該委員は、そのとつた措置について、次の会議に報告しなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年七月八日

香川県公安委員会委員長 伊 東 弘 敦

香川県公安委員会規則第十六号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則
香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成十二年香川県公安委員会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中、「に付議する」とまのないときは「を」がその権限を行うことができな
い場合に限り」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第五十八号

平成十五年香川県選挙管理委員会告示第三十三号（政治資金規正法の規定による政治団
体の届出）の一部を次のとおり訂正する。

平成十五年七月八日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

二その他の政治団体の表中「高森 新」を「高森 新」に改める。

平成十五年七月八日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています